

- 令和元年6月、スポーツ庁が、**スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範**として、スポーツ団体ガバナンスコードを策定・公表。
- 大きな社会的影響力を有し公共性の高い「**中央競技団体向け**」と、それ以外の「**一般スポーツ団体向け**」の二層構造としている。

《公共性》 高  
(ガバナンス確保の社会的要請) ↑

## 中央競技団体(NF)

・ 唯一の国内統括組織として、国際競技大会への代表選手選考、強化予算の配分等、社会的影響力が大きく、公共性の高い業務を独占的に行っており、高いレベルのガバナンスの確保が求められる

- ◆ 13の原則全てを適用し、「自己説明-公表」を求める
- ◆ 4年に一度、統括団体※から適合性審査を受ける

※日本スポーツ協会 (JSPO)、日本オリンピック委員会 (JOC)、日本パラスポーツ協会 (JPSA)

|     |                |      |                 |
|-----|----------------|------|-----------------|
| 原則1 | 基本計画の策定・公表     | 原則8  | 利益相反の適切な管理      |
| 原則2 | 役員等の体制整備       | 原則9  | 通報制度の構築         |
| 原則3 | 必要な規程の整備       | 原則10 | 懲罰制度の構築         |
| 原則4 | コンプライアンス委員会の設置 | 原則11 | 紛争の迅速かつ適正な解決    |
| 原則5 | コンプライアンス教育の実施  | 原則12 | 危機管理・不祥事対応体制の構築 |
| 原則6 | 法務・会計等の体制の構築   | 原則13 | 地方組織等への指導・助言・支援 |
| 原則7 | 適切な情報開示の実施     |      |                 |

## 一般スポーツ団体

- ◆ 公的助成を受給する団体（都道府県・指定都市体育協会、都道府県単位の競技団体（●●県サッカー協会等）、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興を主たる目的とする一般法人、NPO法人等）のほか、公的助成を受給しない団体についても、自主的な「自己説明-公表」を広く促す

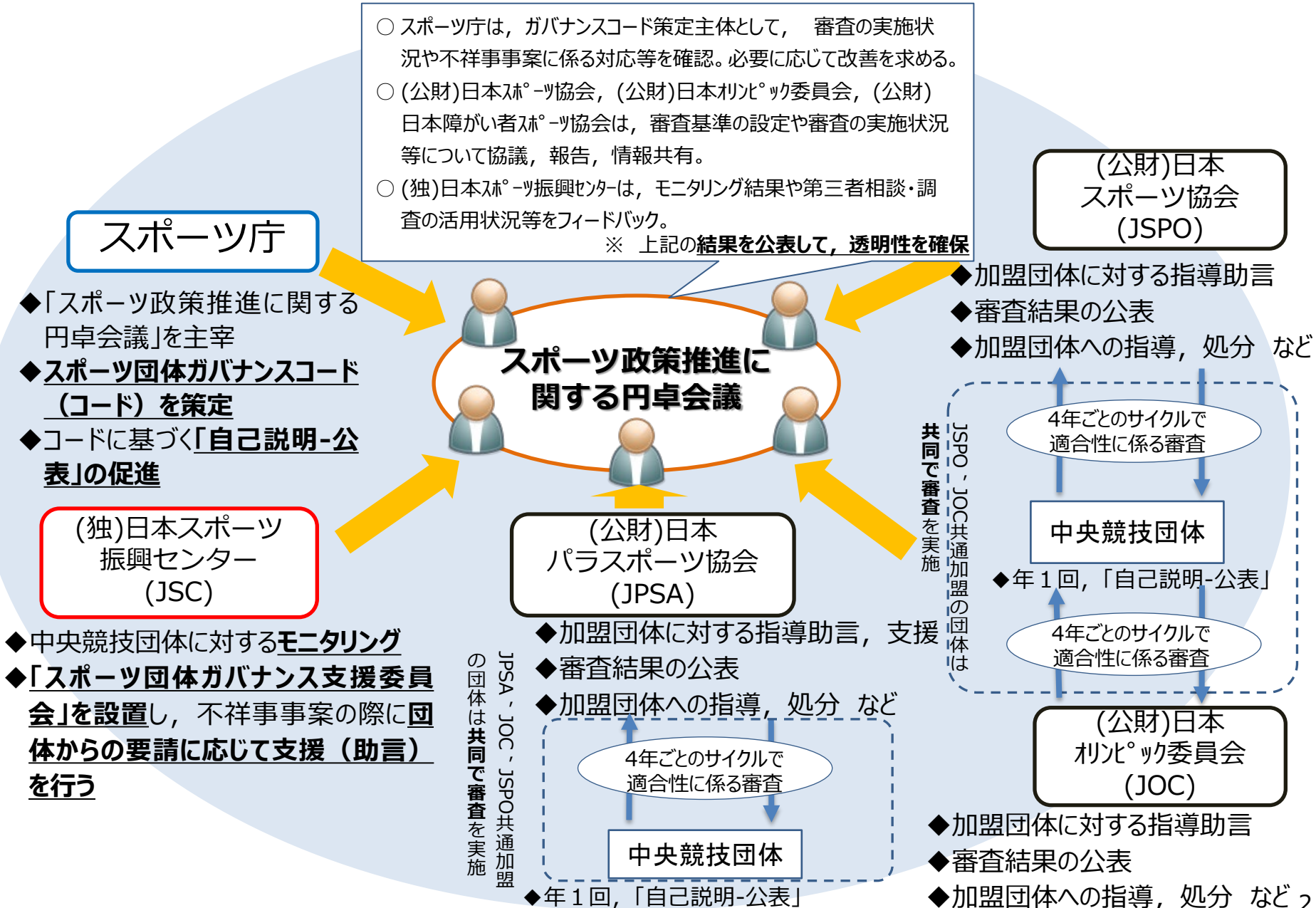
NFと同等の高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する団体は、<NF向け>コードの個別の規定についても、「自己説明-公表」が求められる。  
(その際、NF向けの個別の規定そのものの適用ではなく、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる)

<NF向け>コードの内容、適用対象となり得る団体の実態も踏まえて、より簡素なガバナンスコードが適用

低

# 中央競技団体のガバナンス強化のための仕組み

<「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において合意>



## 評価の観点

スポーツ団体ガバナンスコードの適合性

## 内容

(オリンピック競技等・  
パラリンピック競技等  
共通)

各競技団体の適合性審査の評価結果等に応じて、パフォーマンス（成績）、資源（有望選手）及びプログラム（強化活動の実行性等）等を踏まえ算出した額に以下の割合を乗じる。

- 適合性審査を受審していない競技団体において、自己説明及び公表が適切に行われていない場合：90%
- 「要改善事項」が指摘された競技団体において、「フォローアップ」の結果、未改善と評価された場合：80%
- 競技団体等による不適当な行為が不祥事案件として「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」に報告された場合：80%

なお、適合性審査の結果、「不適合」となった競技団体は助成申請できない。

## これまでの適合性審査の結果及び円卓会議に報告された不祥事案の概要

令和3年6月30日  
【第3回円卓会議】  
令和2年度適合性審査  
の結果

- ◆適合団体数：28団体中27団体
  - ・うち、要改善事項が指摘された団体：5団体  
(全日本柔道連盟、ワールドスケートジャパン、日本CPサッカー協会、日本身体障がい者水泳連盟、日本障害者スキー連盟)
- ◆不適合団体：1団体 (障害者セーリング協会)  
※不祥事案として報告された団体：なし

令和4年3月30日  
【第4回円卓会議】  
令和3年度適合性審査  
の結果及び不祥事案  
の報告

- ◆適合団体数：29団体中29団体
  - ・うち、要改善事項が指摘された団体：1団体 (少林寺拳法連盟)
- ◆不適合団体：なし

### 不祥事案として報告された団体

団体名：公益財団法人日本バレーボール協会  
事案：ビーチバレーボール国際大会でのキャンセルミスに伴う診断書偽造にかかる事案

令和4年10月17日  
【第5回円卓会議】  
不祥事案の報告

### 不祥事案として報告された団体

団体名：公益財団法人日本バドミントン協会  
事案：元職員による金員の横領に関する協会の組織的隠蔽及び補助金不正受給にかかる事案

令和5年3月16日  
【第7回円卓会議】  
令和4年度適合性審査  
の結果

- ◆適合団体数：32団体中32団体
  - ・うち、要改善事項が指摘された団体：3団体  
(日本バドミントン協会、日本スカッシュ協会、日本クリケット協会)
- ◆不適合団体：なし

# スポーツ団体ガバナンスコードの今後の在り方について（諮問）（抄）

## 理由

スポーツの価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営され、スポーツ・インテグリティ（スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態）が確保されていることが重要である。

スポーツ庁では、令和元年に、「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」という。）を策定し、統括スポーツ団体による中央競技団体へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら、スポーツ・インテグリティの確保に取り組んできた。

第3期「スポーツ基本計画」（令和4年3月）においても、引き続き、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底等に取り組むこととしている。

スポーツ団体におけるガバナンス向上への意識は着実に向上している。しかしながら、コードを遵守すること自体が目的となり、規定は整備されていても適切な運用がなされていないなど、形式的な対応に留まっている団体の存在も指摘されているところである。

また、依然として一部のスポーツ団体においてスポーツの価値を脅かす不祥事案が発生しており、スポーツ団体の事業運営の適正性の確保に対する社会的要請は依然として高い。

令和5年度にはコードに基づく全中央競技団体への適合性審査が一巡することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、コードの今後の在り方について検討することが必要である。

コードは、スポーツ団体の不祥事案を防ぐことのみを目的としたものではなく、スポーツ団体の持続的な成長・発展を促すための原則・規範である。スポーツ団体が、コードを形式的に遵守するのではなく、スポーツの価値が最大限発揮されることを目的として、コードを活用していくことが求められている。

以上のことを踏まえつつ、コードの今後の在り方について、主に次の事項を中心に御審議をお願いしたい。

第一に、コードに基づく中央競技団体のこれまでの取組状況や適合性審査が一巡する中で新たに増えてきた課題等を踏まえ、実効性の確保という点にも留意しつつ、コードの今後の在り方について検討すること

第二に、スポーツ団体がコードに記載された原則の趣旨を十分に理解し、自主的かつ積極的にガバナンス確保に取り組めるよう、充実した補足情報をコードに盛り込むこと

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であるが、このほかにも、スポーツ・インテグリティの確保のための方策に関する事項について、必要に応じて幅広く御審議をお願いしたい。

## スケジュール

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 令和5年3月29日 | スポーツ審議会総会（スポーツ・インテグリティ部会の設置）       |
| 令和5年4月～8月 | スポーツ・インテグリティ部会において議論（パブリックコメントも含む） |
| 令和5年9月    | スポーツ審議会総会において答申（予定）                |